

令和 4 年度施政方針及び提案説明書

はじめに

本定例会に提出しております議案のご説明を申し上げるに先立ちまして、令和 4 年度の市政運営に当たっての私の所信を申し述べさせていただき、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、一昨年から長期にわたり続いている新型コロナウイルスへの対応についてであります。これまでの間、市民の皆様、事業者の皆様、そして何より、医療の最前線で奮闘されている皆様に、たいへんなご尽力とご協力をいただきましたことに対し、まずもって感謝申し上げる次第であります。

今はまた、第 6 波といわれるオミクロン株の猛威が本市にも押し寄せ、年初来感染者が急増しております。

私は、予断を許さない状況が引き続くものと考えており、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に向けて、私の基本理念である「市民のいのちと生活を守る」ことを最優先に、感染拡大への十分な備えや、低迷している社会経済活動の活性化に全力で取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

さて、昨年 11 月に公表された令和 2 年国勢調査によりますと、本市の人口は、5 年前と比較してマイナス 8 パーセント、3 千人弱の減少と、極めて厳しい事態に直面しております。

そこで私は、令和 4 年度が、本市の最上位計画である「第 2 次長門市総合計画」の後期基本計画の初年度にあたりますことから、従来の 3 つの基本施策である「さんぎょう・こよう」「いじゅう・ていじゅう」「ひとづくり」に加え、危機的な状況にある人口減少の進行に対応するため、「しゅっさん・こそだて」を

基本施策の一つとして位置付けたところであります。

そのため、令和4年度当初予算の編成に当たっては、今年度と同様、市民のいのちと生活を第一に、社会経済への影響を最小限に食い止めることができるよう、感染症対策の徹底と地域経済活性化との両立を図る一方、喫緊の課題である人口の流出や少子化を抑制するため、雇用につながる産業基盤の強化、並びに連動した子育て環境の充実を柱とする「市民目線のまちづくり」、「生活基盤の充実によるまちづくり」、「地域経済の活性化によるまちづくり」の3つを重点施策として、取り組んだところであります。

一方、国においては、感染症対策に万全を期すとともに、「新しい資本主義」を起動させ、「成長と分配の好循環」を実現するため、昨年末、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の補正予算が決定されました。

県においても、これら国の対策と整合を図りながら、時機を逸することなく、必要な措置を講じておられます。

こうしたことから、令和4年度当初予算については、直面する新型コロナウイルス感染症の危機を乗り越え、元気な長門市の未来を切り開くため、3つの重点施策、並びに感染拡大防止やポストコロナ時代をにらんだ成長の種まきなどを基本方針の柱として、国や県の施策も積極的に活用しながら、編成したところであります。

また、私自ら市内各地に赴きしっかりお聴きした、地域が抱える課題や市政への期待についても、事業化できるものは最大限措置を講じております。

それでは、以下、予算編成について、3つの重点施策を中心にご説明申し上げます。

1. 市民目線のまちづくり

はじめに、重点施策の1つである「市民目線のまちづくり」について、ご説明申し上げます。

健康、医療、福祉、教育、生活環境など、市民の皆様にとって身近で頼りがいのあるまちを実現するためには、感染拡大の局面で生まれた社会情勢の変化を確実に取り込んだ上で、市民の皆様の声と地域の思いをしっかりとお聴きし、真に必要な施策を進めていく必要があります。

そうした声や思いを直接、正面から向き合ってお聴きすることで、市民に寄り添った施策に反映できるよう、私は令和4年度も引き続き、各地域で「市長と協働のまちづくりミーティング」を実施してまいります。

また、地域社会を広域で支えあうまちづくり協議会を核とした集落機能再生の取組は、地域活性化の重要な方策の一つと考えております。

そこで、この取組を地域人口の維持・増加につなげるに不可欠なリーダー、コーディネーターといった人材の育成に本格的に取り組むため、新たに市民活動に関する情報を一元化し、コーディネート機能を果たす中核的支援拠点を設置いたします。

さらに、現在のコロナ禍においては、都市部人口集中からの変化の兆しや環境問題への意識の高まりなどにより、人の流れが変わりつつあります。そこで、Uターン等によって市内の医療・福祉系事業所に就職した若者に対し、奨学金の返還支援制

度を新たに設けることとし、本市の将来を支える専門分野における人材の確保と、若者の市内定着を図ってまいります。

また、市外への情報発信事業として、新たに移住マッチングサイトを活用し、より効果的な移住促進に努めるほか、実体験に近いお試し暮らしを新たに実施することで、確実な定住につなげてまいります。

加えて、長門市の魅力と知名度の向上を図るため、公式ホームページを全面的に更新し、市内のあらゆる情報を魅力的、かつ、わかりやすく発信するとともに、各種メディアへの売込みを強化してまいります。このように、市内外に向けた積極的なシティプロモーション活動を展開することで関係人口を創出し、移住・定住の促進や地域経済の活性化など諸課題の解決に相乗効果を発揮させます。

次に、長年の懸案事項である老朽化が著しい公共施設等の維持管理についてであります。

まず、通公民館兼出張所については、これまでの整備事業検討委員会における協議結果や地域からの要望等を踏まえ、隣接する県漁協通支店内に機能移転することとし、必要な施設整備を行います。

次に、仙崎公民館兼出張所については、整備事業検討委員会における協議結果を踏まえ、市に寄附をいただいた隣接地に新たな複合施設として建設することとし、既存建物の解体工事等に着手いたします。

なお、油谷支所については、小さな拠点づくりを具体化するに当たり、まずは解体に向けての事前調査を行います。

さらに、市内周辺地区における地域課題の解決に向けては、引き続き、各支所長等が主体的判断で要望等に即応できる体制により、地域ごとの特色あるまちづくりを推進してまいります。

2. 生活基盤の充実によるまちづくり

次に、重点施策の2つ目である「生活基盤の充実によるまちづくり」について、ご説明申し上げます。

長期化するコロナ禍にあって、地方全体に閉塞感と停滞感が広がる中、本市が「住みたいまち」「住み続けたいまち」として、各世代に選ばれるためには、地域の活力をさらに高めることにより、まち全体の魅力を引き出し、しかも生活の安全・安心が確保されるといった生活基盤の充実が重要であります。

そこで、まず「健幸まちづくりによる健康寿命の延伸」についてであります。

2年にわたるコロナ禍により、外出自粛や病院への受診控えなどが増え、閉じこもりや疾病の重症化等、市民の健康に悪影響が生じることが懸念されます。

したがって、健康寿命の延伸に向けては、適切な感染予防策と合わせた健幸づくりに取り組んでいかなければなりません。

その施策の中心となる「ながと健幸百寿プロジェクト」については、新たに11月を「健幸百寿プレミアム月間」と位置付け、市民の健康に対する意識向上を図るほか、健康無関心層への啓発を重点的に行います。

さらに、フレイルの疑いのある高齢者への積極的なアプローチに加え、新たにサロンリーダーを対象とした研修を行い、継続的なフレイル予防に取り組むなど、保健事業と介護予防事業を一体的に展開してまいります。

福祉施策においては、誰も取り残されることのないまちの実現に向け、市民が抱える複雑かつ複合的な課題や細かなニーズに対応するため、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野が連携した支援チームによる重層的支援体制を新たに整備いたします。併せて、成年後見制度の利用促進を図るため、権利擁護のための専門員を新たに配置いたします。

高齢者福祉の充実では、団塊の世代の高齢化が進む中、介護サービスの需要の高まりとともに、介護人材が不足しているため、人材の確保対策と介護ロボットなど ICT の活用を検討する組織を立ち上げます。

障害者福祉の充実では、中核となる基幹相談支援センターを福祉分野全体で構築する重層的支援体制の中に位置付け、複雑かつ複合化した相談内容にも対応できるよう、さらなる体制の強化を図ってまいります。

さらに、生活環境の整備については、今年度策定する「一般廃棄物処理基本計画」のもと、容器包装類の分別収集によるごみの削減に向け、周知・啓発を行うことで、さらなるごみの減量化とリサイクルの推進を図ってまいります。

また、新たに策定する「食品ロス削減推進計画」に基づき、SDGs につながる食品ロス削減に向けて、周知・啓発・広報及び関連施策の実施に取り組んでまいります。

次に、交通弱者対策についてであります。

令和 2 年度から、地域の実情に合わせた移動手段を確保するため、市内全域へのデマンド交通導入を基本とした公共交通体系の再構築を図ってまいりましたが、いよいよ来年度は、黄波

戸・西深川地区、三隅地区、長門市街地で、デマンド交通を基本とした再構築を行い、令和 5 年度からの、新たな全市公共交通体系のスタートを目指してまいります。

次に、「災害に強い基盤の構築と防災体制の強化」についてであります。

近年、豪雨や台風による甚大な被害が毎年のように全国各地で発生する中、これら自然環境の異変に対し、防災力を強化することは、行政の重要な使命であります。

そこで、避難等防災情報を市民の皆様迅速かつ正確にお伝えすることを目的に、市内全域に音声告知端末機を整備してまいりましたが、今年度をもって完了するため、更新時期を迎えたセンター機器の更新を行います。

また、地域住民同士でつくる自主防災組織の活動を設立から育成、訓練に至るまで後押ししているところですが、新たに、組織内での活動を円滑に行うため、防災士の資格取得についても支援の対象に加えたところであります。

消防においては、車両更新計画に基づき、常備消防では災害対応特殊消防ポンプ自動車、非常備消防では小型動力ポンプ積載車及び小型ポンプを更新いたします。

また、消防団機能の充実強化のため、消防団員の安全を確保する難燃性の活動服の更新を計画的に進めるとともに、引き続き団員の確保と資器材の整備を図ってまいります。

最後に、「子どもを産み育てやすい社会の実現」についてであります。

先ほども申し上げましたが、私は、第 2 次総合計画の後期基本計画において、新たに「しゅっさん・こそだて」を基本施策に位置付け、喫緊の課題である人口流出や少子化を抑制するた

め、「安心して子どもを産んで、子育てできる環境づくり」に積極果敢に取り組んでまいります。

そのため、萩市・美祢市との3市連携により若者の出会いの場を拡充するほか、将来の地域社会を担う子どもの誕生を祝福し、子育てを応援するため、新たに子育て世帯向けの給付金を創設するなど、重点的に少子化対策を進めてまいります。

また、近年、増加傾向にある発達の問題になる子どもや虐待を受けた子どもについて、「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、相談体制を強化するとともに、長引くコロナ禍により、子どもの貧困による格差や社会的孤立等が懸念されていることから、子ども食堂の開設等を行う民間団体の取組を支援することで、子どもたちに地域の居場所・つながれる場を提供し、安心して子どもを育てる環境を整えてまいります。

さらに、園児の健康管理を充実させるため、基幹保育園に看護師を配置するとともに、いつでも自宅から医師と相談できる「小児科・産婦人科オンライン健康医療相談」の対象年齢を未就学児から15歳以下までに拡充するほか、3歳児健康診査に屈折検査機器を導入し、弱視の早期発見・早期治療につなげるなど、子育て不安の解消に努めます。

このほか、学校給食においては、これまで以上に地域性に富んだ給食の提供や、食材等に関する教材を作成・活用することにより、食育推進・地産地消の取組をさらに拡充し、子どもたちの健やかな成長と郷土愛の醸成を図るとともに、夏休み期間中、児童クラブを利用する児童に昼食を試行的に提供することで、酷暑における衛生管理と共働き世帯の負担軽減を図ってまいります。

教育環境の充実では、国が進める「GIGA スクール構想」によって導入した児童・生徒 1 人 1 台の学習用端末の積極的な利活用を促進いたします。ICT 支援員や外部人材等との連携による教職員研修の充実をはじめ、学習用端末の持ち帰りに対応したヘルプデスクの設置や電子黒板の更新などにより ICT 教育環境をさらに充実させ、ICT を効果的に活用した質の高い教育や授業づくりを行うことで、確かな学力の育成に努めます。

また、児童・生徒が一日の大半を過ごす学校施設の老朽化が進む中、教育環境の安全安心と質の向上を図るため、施設の整備・改修を計画的に進めます。

3. 地域経済の活性化によるまちづくり

最後に、重点施策の 3 つ目である「地域経済の活性化によるまちづくり」について、ご説明申し上げます。

私は、喫緊の課題である人口の流出や少子化を抑制するためには、冒頭申し上げましたように、雇用につながる産業基盤の強化、並びに連動した子育て環境の充実が、まずもって欠かせないものと考えております。

そこで、「未来を担う若者が輝くまち」の実現に向け昨年策定した、本市の経済活性化の指針である「ながと 6G 構想」をもとに、地域経済の活性化に全力で取り組んでまいります。

まず、次世代を担う若者が地域資源を活用して取り組む起業や創業に対し、クラウドファンディングやビジネスコンテストなどを通じて支援を行うことで、新規事業体の形成を促し、地域の「稼ぐ力」を高めてまいります。

加えて、自然災害の影響を受けにくい、本市の地勢的な強みを活かしながら、来年度中に構築する、次世代型の超高速通信にも対応できる光ブロードバンド環境を追い風に、第一次産業から第三次産業までのあらゆる分野を対象に、さらなる企業誘致に取り組んでまいります。

特に、都市部に集中する情報通信関連企業等の誘致を積極的に進め、地元中小企業の生産性向上につなげるため、的確な企業ニーズの把握に努めた上で、他の自治体に負けない手厚い優遇制度を創設いたします。

さらに、強化すべき産業基盤としては、道路の整備も欠くことができません。

山陰道については、国土強靱化や新たな日常の構築のためにも必要不可欠な社会基盤であります。「俵山・豊田道路」については、昨年から工事用道路の建設などに本格着手しておりますが、来年度からは、木津地区においていよいよトンネル工事に着手いたします。

また、「三隅・長門間」については、計画段階評価を実施中であることから、早期事業化及び全線開通に向けた取組を強力に進めてまいります。

商工業の振興については、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況から、先行きの不安感が増す中であっても、懸命に努力されている事業者の皆様に対し、感染症対策の徹底と経済活性化の両立を図ることを基本として、これまでと同様、時々の経済情勢に応じ有効な対策を可及的速やかに講じてまいります。

また、長門商工会議所を主体とした長門市駅周辺地区活性化に向けた取組については、さらなる連携強化に努め、公民一体

となった取組により、にぎわい再生に努めてまいります。

次に、「農林水産業における生産基盤の確保・強化」であります。

私は、農林水産業においては、最重要課題である「担い手の確保・育成」及び「所得の向上」に向けて、民間企業の持つ先進的かつ稼ぐ力を活用しながら、新たな産業体系を構築し、持続可能で稼げる成長産業に押し上げなければならないと考えております。

まず、農業分野では、昨年設立した「未来農業創造協議会」を核として、スマート農業の推進、担い手の確保育成、新規ブランド化を含めた農産物の販路拡大の三本柱に向けた各種施策を展開し、若者が参入しやすい就業環境の構築や、民間企業の持つ知見・ノウハウを活用した新しい農業体系の確立を目指してまいります。

そこで、その実証実験の舞台となる農業振興公社「アグリながと」のさらなる機能拡充を図ることとし、担い手の育成はもとより、スマート農機具など先端技術の導入により労力とコストを軽減した新しい生産体制の確立に取り組んでまいります。

畜産分野では、新たに中長期的な基本計画となる畜産振興計画の策定に取り組み、効率経営や生産拡大に資する生産基盤の構築に向け、歩を進めてまいります。

また、近年減少傾向にある「ながと和牛」の飼養規模の維持・拡大に向けて、新規就農者の確保育成に努めるとともに、生産農家の飼養環境の改善やニーズに対応するキャトルステーションの実証実験を継続し、地域内一貫生産体制の確立に取り組んでまいります。

林業分野では、地域林業の司令塔「リフォレながと」を核として、自伐型林業家や育苗農家など森林の多様性に対応した新規林業従事者の確保・育成に資する取組をさらに充実させることにより、林業及び木材産業の成長産業化を推進してまいります。

水産分野では、海の再生機能を取り戻すための稚魚・稚貝の育成場である藻場の造成をはじめ、安定的な魚介類を出荷・供給できる定置網漁業の推進や、養殖業など「育てる漁業」による生産力の回復に努めるとともに、資源を守りつつ適正な漁獲を行う「管理する漁業」と連携した取組により資源増大を図り、次世代の担い手のための持続可能な漁業を推進いたします。

そこで、安定的な生産量の確保に向け、アワビ中間育成の取組を再構築するため、施設や機器の改修を行うほか、漁業者グループが提案する、漁業活性化や改善の取組を支援することにより、地域の特性を活かした漁業の振興を図ってまいります。

次に、「地域資源連携による観光地ブランドの深化」であります。

本市の観光産業は新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な影響を受けているため、失われた観光需要を取り戻すべく、各種の振興策を展開してきたところでありますが、こうした中にもあっても、ポストコロナ時代を見据え、新たな観光振興の取組を重点的に行っていく必要があります。

そこで、昨年、本市と下関市、美祢市との間で立ち上げたアウトドアツーリズム広域協議会の取組の一つとして、県北西部の豊かな自然を満喫できる自転車、トレッキング、シーカヤックといった各種アクティビティ体験を揃えている自治体間の連

携により、ジャパンエコトラックに認定される予定となっておりますことから、さらなる着地型観光メニューの充実や情報発信を積極的に進めながら、観光客の満足度向上につなげてまいります。

加えて、本市の誇るキャンプ場を拠点としたアウトドアツーリズムの魅力向上に向け、基盤整備を含めた基本構想の策定に着手いたします。

また、新たに金子みすゞ記念館及び香月泰男美術館の運営について、民間事業者の活力やノウハウを活用できる指定管理者制度を導入し、ルネッサながとをはじめ文化施設 5 館の連携による本市独自の文化・観光資源を創り出します。

市内への誘客促進では、二次交通対策として、**JR** 新山口駅からの直行バスに加え、新たに山口宇部空港からの直行バスを運行するほか、関西圏と本市とを結ぶ夜間高速バスの実証運行に乗り出し、観光客の増加による各観光施設への波及効果を目指してまいります。

ポストコロナ時代を見据えた国際観光の取組では、東アジア諸国をターゲットとしたインバウンド誘致に向けたプロモーションに重点的に取り組み、来る反転攻勢に備えてまいります。

また、市内の「食」の新たな魅力を創出するとともに、効果的な情報発信を組み合わせ、知名度とブランド力の向上に努めてまいります。

スポーツ合宿の誘致では、社会人チームや 7 人制ラグビーチームまで補助対象を拡充するなど、優位性のある地域資源を十二分に連携させ、観光地としての深化を図ってまいります。

このほか、本市の温泉や海、食といった豊富な観光資源を活かした「JAL 向津具ダブルマラソン」や「ながとブルーオーシ

ランライド」など大規模スポーツイベントを引き続き開催し、誘客の拡大に積極的に取り組み、さらなる交流人口の拡大に努めてまいります。

最後に、「成長につながるデジタル技術の導入」であります。

人口減少に起因する労働力不足や、コロナ禍における「新しい生活様式」への対応など、本市が抱える課題に対し、デジタル技術の活用は極めて有効な手段であり、これを積極的に導入して、暮らしの豊かさの実感や地域活力の向上につなげていく必要があります。

そこで私は、昨年7月に策定したデジタルトランスフォーメーション推進方針に基づき、「行政のデジタル化」と「しごと・暮らしのデジタル化」を着実に進めてまいります。

まず「行政のデジタル化」では、行政サービスの向上の観点から、マイナンバーカードの普及を促進した上で、自宅や事務所からオンラインで行政手続きが可能となるシステムの構築や、本庁窓口へのキャッシュレス端末の導入などを進めることにより、市民の利便性の向上に努めてまいります。

さらに、公立保育園における業務効率化を目指しICT化を進めることとし、保育の質の向上につなげてまいります。

一方、「しごと・暮らしのデジタル化」では、先ほど申し上げたスマート農業を推進するとともに、現在の消費活動のトレンドとなりつつある、ECサイトを活用した新たな販路拡大を図るため、長門版総合ECサイトの運用を開始し、市内産品の認知度向上と売上げ増加を促し、市内経済の底上げや活性化につなげてまいります。

また、長門市しごとセンターにおいては、デジタル社会に対

応した実践的なキャリアアップ講座を開催することとし、時代の要請にかなう産業人材の創出や、先端技術の習得による生産性向上につなげてまいります。

4. その他

以上、3つの重点施策を中心に、予算編成についてご説明を申し上げましたが、その他の施策のうち、主なものについてご説明申し上げます。

まず、国の進める山陰道延伸と県の進めるダム嵩上げという二つの大きなプロジェクトが同時進行する予定の俵山地区のまちづくりについてであります。

私は、これらのプロジェクトを活用し、相乗効果を図ることで、俵山地区の持続可能なまちづくりにつなげたいと考えており、まずは地元協議会が自ら進める小さな拠点づくりの具体化案の作成や、温泉街の課題解決に向けた取組を支援してまいります。

次に、本市が誇る文化財の価値や魅力を市内外にわかりやすく紹介及び発信するための拠点施設として、今年度から改修に着手しました現「ながと歴史民俗資料室」については、いよいよ本年8月にリニューアルオープンいたします。来年度は展示物の移設や備品の準備などを行います。

これらの結果、議案第7号にかかる令和4年度一般会計予算の総額は、前年度当初予算に比べ、8億5,500万円、4.2パーセント減の193億1,200万円となったところであります。

一方、歳入予算については、まず、市税収入について、令和

2 年度にコロナ特例により徴収猶予した滞納繰越分や観光客の減少に伴う入湯税の減があるものの、消費活動や生産活動も緩やかに回復していることによる所得割と法人税割の市民税の増に加え、中小企業・小規模事業者への軽減措置が終了したことによる固定資産税の増などの影響により、市税全体では、前年度当初予算に比べ 5,175 万 9 千円、1.5 パーセント増の 34 億 265 万 3 千円を計上しております。

次に、地方特例交付金では、令和 3 年度の特例措置でありました、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が廃止されたことから、1 億 1,518 万 8 千円、89.9 パーセント減の 1,300 万円を計上しております。

また、国の地方財政対策に伴い、地方交付税については、前年度当初予算に比べ 1.2 パーセント増の 84 億円を見込むとともに、繰入金については、97.3 パーセント増の 10 億 2,565 万 9 千円を見込んでおり、その主なものとして、財政調整基金繰入金で、対前年度 4 億 4 千万円、231.6 パーセント増の 6 億 3 千万円を計上しております。

最後に、市債については、光ファイバー網整備事業や消防設備等整備事業などの大規模事業が終了したことに加えて、国の地方財政対策において臨時財政対策債の発行可能額の大幅な減が見込まれることから、前年度当初予算に比べ 14 億 5,610 万円、67.3 パーセント減の 7 億 900 万円を計上しております。

以上が、議案第 7 号にかかる令和 4 年度一般会計予算の概要であります。

次に議案第 8 号から議案第 11 号までは、令和 4 年度特別会計予算に関するものであり、その予算規模は、国民健康保険事業特別会計ほか 3 会計を合わせ、総額 101 億 9,189 万円となっております。

議案第 12 号及び議案第 13 号は、令和 4 年度公営企業会計予算に関するものであり、水道事業会計の予算規模は、収益的支出で 6 億 6,368 万 5 千円、資本的支出で 6 億 8,888 万 1 千円となっております。

また、下水道事業会計の予算規模は、収益的支出で 16 億 2,742 万 2 千円、資本的支出で 9 億 2,817 万円となっております。

次に、議案第 1 号から議案第 6 号までは、令和 3 年度の各会計にかかる補正予算に関するものであります。

議案第 1 号は、令和 3 年度一般会計補正予算であります。

今回の補正予算は、国の補正予算の成立等に伴い、新年度に前倒して実施することが可能な経費について所要の補正を行うほか、歳入歳出ともに年度内の執行見込額等を勘案し現計予算との調整を行うもので、補正予算の総額は、6 億 9,665 万 2 千円の減額となり、補正後の予算規模は、227 億 2,791 万 4 千円となっております。

その主な内容としては、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業などの国の補正予算に関連する事業や漁港施設整備事業のほか、各事業における入札減等に伴う調整を行っております。

このほか、くじら資料館指定管理料等について債務負担行為の追加を行うとともに、繰越明許費として、年度内の完了が困難な 21 事業について、翌年度に繰り越すための措置や繰越額の変更を行っております。

一方、歳入予算については、歳出との関連において国庫支出金及び市債を追加するほか、市税において調定額の変更に伴い 1 億 2,003 万 3 千円の増額、加えて臨時財政対策債の借入れ 7 億 3,000 万円の取りやめや、財政調整基金繰入金、地域活性化

基金繰入金の減額により措置しております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、対象となる事業の実績に伴い財源更正を行っております。

議案第 2 号から議案第 6 号までは、令和 3 年度特別会計補正予算及び令和 3 年度公営企業会計補正予算であります。

今回の補正予算は、国民健康保険事業特別会計ほか 4 会計において、いずれも歳入歳出ともに年度内の執行見込額等を勘案し現計予算との調整を行うものであります。

また、公営企業会計では、水道事業会計において、大河内川ダム建設にかかる負担金を増額するための予算を計上し、下水道事業会計において、東深川地区の管渠改築更新事業を増額するための予算を計上しております。

議案第 14 号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであり、本年 4 月 1 日から国家公務員にかかる非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件が緩和等されることから、本市においても国家公務員の措置に準じた同様の措置を講じることができるよう、所要の改正を行うものであります。

議案第 15 号は、報酬及び費用弁償条例の一部を改正するものであり、月額報酬を受ける非常勤の職員が、月の途中で職に就き、又は離職した場合にかかる報酬額の算定方法を明文化するなど、規定の整理を行うものであります。

議案第 16 号は、国民健康保険条例の一部を改正するものであり、国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の未就学児にかかる被保険者均等割額の軽減措置を導入することから、所要の改正を行うものであります。

議案第 17 号は、市営住宅条例の一部を改正するものであり、人丸第一住宅を廃止することから、所要の改正を行うものであります。

議案第 18 号は、スポーツ施設条例の一部を改正するものであり、条例で定める施設のうち三隅テニスコート及び三隅弓道場については、その設置目的の意義を失っている状況のため、今後、社会資源として有効に活用を図るべく、これら施設の財産区分を行政財産から普通財産に変更することから、所要の改正を行うものであります。

議案第 19 号は、水道給水条例の一部を改正するものであり、本年 10 月から水道料金体系の見直しを含む水道料金の改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

改定の主な内容としては、これまで 1 月当たりの使用水量が 10 立方メートルまでの料金については、一律的に基本料金に含めておりましたが、これを従量料金制に移行するとともに、基本料金及び従量料金を平均 10 パーセント引き上げるものであります。

また、料金改定による水道料金の急激な上昇を抑制するため、従量料金の一部に調整単価を設定し、使用者の負担軽減を図っております。

議案第 20 号は、やまぐちけんしちょうそうごうじ むくみあい山口県市町総合事務組合の加入団体から 1 団体を脱退させることに伴い、当組合の規約を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 21 号は、やまぐちけんしちょうそうごうじ むくみあい山口県市町総合事務組合で行う退職手当支

給事務を共同処理する団体から 1 団体が離脱することに伴う財産処分について、議会の議決を求めるものであります。

議案第 22 号は、県道美祢油谷線の改良に伴い、県から移管を受ける旧県道区間を市道路線として認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 23 号から議案第 28 号までは、人事案件に関するものであります。

議案第 23 号から議案第 26 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。現人権擁護委員であります^{ふかみずかずお}深水一男氏、^{はやかわかずこ}早川和子氏、^{にしなまさお}西中正夫氏の任期が本年 6 月 30 日をもって満了すること、また^{しげはらとしお}重原敏男氏が昨年 9 月 30 日をもって退任となったことから、引き続き現職であります^{ふかみずかずお}深水一男氏、^{はやかわかずこ}早川和子氏を、また、^{にしなか}西中氏、^{しげはら}重原氏の後任として^{いりえよしえ}入江佳江氏、^{なかはらやすひろ}中原康博氏を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

議案第 27 号は、教育委員会教育長の任命についてありますが、^{いとうみつや}伊藤充哉教育長の任期が本年 3 月 31 日をもって満了することから、引き続き同氏を教育長に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第 28 号は、教育委員会委員の任命についてありますが、^{なかむらみつのり}中村充範教育委員の任期が本年 5 月 18 日をもって満了することから、その後任として^{なかむらのりお}中村典生氏を教育委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、人事案件にかかる各候補者の御経歴は、議案参考資料のとおりであります。

以上、施政方針及び提出議案の概要について、ご説明申し上げます。

何とぞ、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。